

関係各位

株式会社ワークオール
人材事業部 清水 貴弘

緊急事態宣言に関する対応方針について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が、4月7日に発令されました。緊急事態宣言の発令に伴い、当社が行ってきた基本的な感染症対策及び対応方針について、厚生労働省の基本方針に沿って下記の通り更新をさせていただきました。

【緊急事態宣言による影響】

この度発令された『緊急事態宣言』により、当社が営業休止となることはございません。厚生労働省のガイドラインに沿って、引き続き必要な感染症対策を行い、業務を継続して参ります。

○職場への通勤及び勤務についての外出自粛の見解

厚生労働省は、外出自粛の見解として「生活の維持に必要な場合」とし、職場への通勤及び勤務は、自粛要請の対象になっておりません。基本的な感染症対策や、密閉・密集・密接を避けて行動して欲しいとなっております。

○公共交通機関について

この度の宣言は、海外で見られるような『都市封鎖』では無く、公共交通機関は可能なかぎり通常通りの営業・運行を予定しているとのことです。満員電車を避ける目的もあり、今のところ通勤に大きな影響は無いと考えられます。

【派遣労働者の雇用維持】

▼「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮」に関する要請

派遣元事業主に向けては、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する『派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置』を講じるとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をするよう要請がありました。厚生労働省からの要請により、当社におきましても、雇用の維持・新たな就業先確保など、派遣社員の雇用安定とその保護を図って参ります。

【お取引先様への感染症対策のお願い】

お取引先様には、すでにご協力いただいておりますが、再度感染症対策について強化をお願いを申し上げます。職場について、マスクの着用・検温・三密の回避・手洗いやアルコールによる消毒の徹底など、基本的な感染症対策を引き続きお願い致します。

換気や衛生設備など対策が不十分であると当社営業担当が判断した場合、サービス内容の変更や職場環境の改善などをお願いすることがございます。

尚、派遣スタッフの体調不良に関しては、申告があった際に大事をとって休むように周知しております。

原則、勤務の前日に連絡するよう伝えておりますが、当日体調不良に関して欠員のご連絡をすることがございます。

健康管理、感染防止の観点から、ご理解・ご協力をお願いします。

【感染の疑いがある方への対応】

■出勤停止対象

以下に該当する状況となった場合、以下の取り決めに従うようお願いしております。

▼以下の場合には4日間の出勤停止とします。※4日目に体調確認を行います。

- ・前日や当日の朝に37.5度以上の熱がある
- ・咳が継続している

▼次の症状がある場合は、医師の許可が出るまで出勤停止とし「帰国者・接触者相談センター」に相談します。

- ・37.5度以上の発熱が4日間続く
- ・強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

【感染者が発生した場合の対応】

万が一、感染者が発生した場合は、感染を拡大させないよう以下の対応を取ります。

●感染者本人には医師の許可が出るまでの間、出勤停止を命じる。

●感染者が発生した事実について、社内に周知する。プライバシーの観点で開示が躊躇される場合でも、他の従業員を過度の不安に陥れないため感染者の勤務地・職場、感染が発覚した日については明らかにする。

●派遣先企業様に感染者が発生した旨を報告し、感染者本人の接触していたと思われる場所の消毒を行い、生存している可能性のあるウイルスを除去するように要請をする。

●派遣先企業様に入出入りしている他の派遣勤務者の所属会社や業務委託会社に対し、感染者が発生した事実を連絡するように要請をする。

●新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は最大で14日間程度(専門家委員会発表)であり、直近14日間の行動について感染者本人から聞き取り(ソーシャルディスタンスを守る)、以下の者を「濃厚接触者」として把握する。

・直近14日間に、新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者（オフィスにおける座席の両隣・前後や車内、航空機内等で隣にいた者など）

・直近14日間に、マスク等の着用なしに感染者本人と2m以内の距離で対面した者

・直近14日間に、感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者（清掃従事者など）

【同居家族などの濃厚接触者が感染及び感染の疑いがある場合】

- 派遣スタッフと同居する家族が新型コロナウイルスに罹患した場合、その家族は濃厚接触者となるため派遣スタッフを、医師の許可が出るまでの間は出勤停止とする。
- 派遣スタッフの同居家族に 37.5 度以上の発熱など、感染が疑われる症状が確認された場合、本人に症状がなくても、感染防止のためマスクの着用や咳エチケットを徹底していただき、場合によっては出勤を控えていただく。
- 同居家族などの濃厚接触者の、感染が疑われる症状が 4 日間続いている場合は、医師の許可が出るまでの間は出勤停止とする。

今後も当社は、お客様、派遣スタッフの皆様およびそのご家族の安全確保を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき、迅速に対応方針を決定し実施してまいります。

お客様並びに関係者の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上